

令和5年6月22日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和5年6月26日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
 ・地域住民 ・当町地域包括支援センター
 ・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
 (当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症について
 - (1) 当ホーム、ゆうなぎ九十九里の状況
ほか、後記のとおり
3. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	13	2	1	16
増減	1	1		2

前回会議時点（4月24日）14

当町1名、長生郡白子町1名、当月に入居。

※長生郡白子町を保険者とする1名が入居した件。

当ホーム僚施設の同種施設、ゆうなぎ白子に入居照会があったものの満床であったこと、茂原市内の病院に入院中であって退院予定であったところ、在宅復帰が極めて困難であって、入所（居）施設等の探索に当たったが不首尾。ゆうなぎ白子の計画作成担当者（介護支援専門員）が入院している病院を訪ね、病院関係者、当該本人と面接、その家族（別居の子息、別居の妹、弟）らと連携したところ、在宅復帰となって居宅サービス等を切れ目なく提供したとしても、生命の危険を生ずることが容易に考えられたことから、当町と白子町に同時に協議申入れ、当町と白子町が当ホームに入居することについて合意したことで、当ホームに入居となった。

なお、当ホームが存する当町外からの入居についての経緯や背景については、度々当会議において議題として発しているところ、末尾に過去の議事録から引用転記する。

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

当ホームをして最大の課題は、面会交流、外出等について、依然として慎重にならざるを得ず、日常生活を通じたリハビリテーションに支障を来たしている。当ホームをして、制限下において、ADLの維持改善を図る妙手はなく、当ホーム一番館二番館間の往来を積極的に推奨するほか、二番館においては2階建て2階居室を利用している入居している入居者にとっては、階段の昇降を積極的に推奨するなどしている。

※この項、前回資料と同一記述



高齢者の認知機能低下、8割の施設で コロナ制限影響か～
日本経済新聞 (2022.06.25WEB)

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE069J50W2A600C2000000/>

(当該記事 QR コード)

2. 新型コロナウイルス感染症について

(1) 当ホーム、ゆうなぎ九十九里の状況

- ① 当社経営管理の同種、僚施設、ゆうなぎ白子のクラスター感染を受け、引き続き、令和4年7月29日付無期限の面会謝絶等を要請した件を継続中。
- ② 本日現在（令和5年6月22日）全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ③ 本日現在、全役職員の家族、関係者などにおいて感染、発症、濃厚接触等の報告はない。

(2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行（5月8日以降）

- ① 当ホーム、当社経営管理の同種僚施設、ゆうなぎ白子ともに、引き続き、令和5年7月29日付無期限の面会謝絶等を要請した件を継続。但し、面会については、例外なき謝絶を強いることはせ

ずに、事前に面会予約を要請し、個別の事案毎について検討、屋外や感染対策をした面会室を用いて、要望に応じていきたい。

- ② 役職員のマスク着用については例外なく解除しない。当ホームのマスク着用の考え方については後述。

(3) 本年3月13日以降のマスクの着用の考え方について

国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲する（末尾参照）。

3. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、令和5年度運営推進会議の第3回は、8月28日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先
事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711

～令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について～

<着用が効果的な場面>

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時

<医療機関や高齢者施設などの対応>

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。（出典：厚生労働省 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



ワムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードワムネット



ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト（ワムネット、ワムネッ
ト、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり）

ゆうなぎ九十九里

※長生郡白子町を保険者とする1名が入居した件。について、当町外から入居する経緯や拝啓等、令和3年10月25日開催分の議事録から引用転記

(2) 死亡退去した入居者の保険者について

私たちゆうなぎ九十九里が提供するサービスは、そのサービス事業所が存する市町村の長が指定する地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護（俗称：グループホーム）である。地域密着型サービスは、そのサービス事業所が存する市町村の被保険者（住民）でなければ利用できないとされているところ、その市町村の被保険者（住民）でなくとも利用することができることがある。その実際は個別具体的であるので省略するが、この死亡退去した入居者の場合は、当ホームを所管する当町と、この入居者の住まいがあった茂原市が協議し、茂原市が保険者として、当ホームに入居することとなった。

当初、この入居者の子とその配偶者が、当社の別の事業部門が管理する賃貸アパートに入居していて当社の役職員と顔見知りであった。この入居者が前立腺がんを得て入院、手術の後に、アルツハイマー型認知症を得ていることが分り、居宅サービスを受けて在宅にて生活を送っていたものの、アルツハイマー型認知症に起因するBPSD（行動・心理症状、認知症でも、比較的穏やかに過ごすことのできる場合もあるが、易怒的、妄想、幻覚、不眠、暴力、暴言、徘徊、介護の拒否、抑うつ、拒食等が見られる）が深刻となって、在宅生活の継続が困難となった。ちょうど、この入居者の子と配偶者に第一子が出生、介護と初産の育児が重なり、施設等入所（居）が喫緊の課題となったところ、当社の役職員が相談を受けた。

当社は当ホームが地域密着型サービスであることを説明し、グループホームの入居を志向する場合には、まずは茂原市に存するグループホームを探すこと、また、他の施設も探すことを説明した。そうしたところ、この入居者の子は、現実には当ホームに入居をし、そのうえで住民票を当ホームに置けば何ら問題がないのではないかと、至極真つ当な見解を述べた。また、茂原市内で幾つかのグループホームを探索するに至ったが、自らの親を入れたいと思えるところがなく、また、空きがあったからといって、そこに入れなければ介護保険を使えない（算定できない、給付できない）とは、サービスを自由に選択することができるとする介護保険の趣旨とは全く異なると、当時の担当した居宅サービスのケアマネジャーと、茂原市の担当部署に憤慨していたのである。

しかし、介護保険が、市町村が策定する介護保険事業計画をもとに運営されている趣旨から鑑みると、当町に長年住み慣れた住民が認知症を得て当ホームに入居することを志向するのは、正に長年住み慣れた町で環境の激変緩和、交流のし易さ等にメリットを求めるからであって、この入居者の子が述べるようなことは、想定されていないと考えるべきである。また、一方で、制度設計として、この入居者の子が述べるように、現実に入居をして住民票を当ホームに置いてしまえば、介護保険が住民票と紐づいていることを鑑みると、特に当町がこの入居者に当ホームを利用した際の介護

保険を算定しない、給付しない等の個別具体的な措置を取らざれば、利用ができてしまう。

これらの問題は、他の入所施設系サービスにおいては、住所地特例※の適用があって、何ら問題とはならないが、グループホームの場合、一サービス事業者が最大2ユニット18名（例外として3ユニット、27名あり）と小規模なために、サービス事業所の存する住民の利用を優先する政策的見地から、グループホームは住所地特例の適用対象外となっていると考えられる。国の審議会等において、風光明媚で、リタイア後の第2の人生を過ごすに人気の町村等の長が、認知症を得て、そのまま当地で介護サービスを受けながら余生を過ごすのは自然なことで、グループホームにも住所地特例を適用してほしいと度々訴えていることが議事録から見て取れる。

※【住所地特例とは】

介護保険制度においては、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設（※2）に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者になります。これを住所地特例といい、施設所在地の区市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度です。

（※2）介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、上記（1）（2）に該当するサービス付き高齢者向け住宅）、養護老人ホーム
引用：東京都福祉保健局WEBサイト

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/jiritsu_shien/tekigou_tokutei/jyuusyotitokurei.html

以上のように、現実には、グループホームの趣旨もさることながら、施設が存する市町村の介護保険財政負担の問題が一番の障害であって、ありてい言えば、茂原市はこの入居者が当町の住民となる分には何ら問題はないが、当町からすると財政負担の問題を生じ得る。しかし、茂原市も当町と同じ立場になることもしばしばであるから、この入居者の子が茂原市の担当部署を訪ねた際には、恐らく、こと、グループホームの利用に際しては「サービスを自由に選択することができる」とする介護保険の趣旨とは全く異なる」との印象を受けて憤慨し、居宅サービスを担当していたケアマネジャーは「とにかく、茂原市に住民票があるので、茂原市のグループホームしか利用できないことになっている」趣旨のことしか述べることができなかつたと、この入居者の子は、当時、話していたのである。

結末は、当時、この入居者の子が長年支援をしていた地元選出の市議員に相談をし、この議員が担当部署の長や幹部職員との面談をしたところ、この項、当初のとおり、茂原市がこの入居者につき当ホームの利用（入居）の介護保険を算定、給付することで、当町と協議調い、当ホームに入居することとなったのである。当時、茂原市は山武郡市圏域においては、隣接する大網白里市との間では、日常生活圏域も相互に重なり合うところもあることで、相互にグループホームを利用する被保険者を有していたが、当町とは有していなかった等の理由で、こうした形での入居には抑制的であったとの背景が見て取れた。また、現実には、この入居者の子は当町に就業先があり、グループホームの介護保険の趣旨である長年住み慣れたというところを解するには、より広範、広域、重層的に考える必要もあって、財政的な施策ともセットで考えていかなければならない問題であると、当社では考えている。
